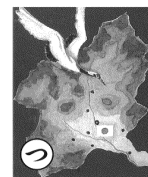




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和3年3月31日(水) 号外(第21号)

目次

	ページ
規 則	
○群馬県公舎管理規則の一部を改正する規則(財産有効活用課)	2
○群馬県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則(県民活動支援・広聴課)	2
○群馬県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則(同)	3
○群馬県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則(児童福祉・青少年課)	3
○群馬県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則(障害政策課)	4
告 示	
○納税貯蓄組合に関する規程の一部を改正する告示(税務課)	5
○特定非営利活動促進法の規定による公告、縦覧、閲覧及び謄写に関する規程の一部を改正する告示(県民活動支援・広聴課)	5
訓 令	
○群馬県処務規程の一部を改正する訓令(人事課)	6

規則

群馬県公舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第百八号

群馬県公舎管理規則の一部を改正する規則

群馬県公舎管理規則(昭和四十三年群馬県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「退居」を「退去」に改める。
第十条の見出しを「(退去届等)」に改め、同条第一項中「退居する」を「退去する」に、「退居しよう」を「退去しよう」に、「公舎退居届」を「公舎退去届」に改め、同条第二項中「退居する」を「退去する」に改める。
第十一条第四号中「退居」を「退去」に改める。
第十二条中「入退居」を「入退去」に改める。

別記様式第一号中「印」を削る。

別記様式第三号中「公舎退去届」を「公舎退去届」に改め、「印」を削り、「退居します」を「退去します」に、「退居年月日」を「退去年月日」に改める。

別記様式第四号中「退居」を「退去」に改める。

別紙中「印」を削る。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

群馬県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第百九号

群馬県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県特定非営利活動促進法施行条例施行規則(平成十年群馬県規則第七十八号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項中「同項第二号に掲げる書類にあつては、既に当該書類を提出している場合であつてその内容に変更がないときは、その旨を記載した書類」を「同項第三号に掲げる書類については、資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項以外の事項を記載した書類に限る。」に改め、同項に次のただし書を

加える。

ただし、同項第二号に掲げる書類については、既に知事に提出されている当該書類の内容に変更がない場合は、この限りでない。

別記様式第一号中「印」を削る。

別記様式第二号中「印」及び「印」を削り、「第10条第3項」を「第10条第4項」に改める。

別記様式第三号及び別記様式第四号中「印」を削る。

別記様式第五号中「印」を削り、同様式注2中「文字計算書」を「活動計算書」に改める。

別記様式第六号から別記様式第十五号までの規定中「印」を削る。
別記様式第十七号及び別記様式第十八号中

(フリガナ)
母體者の氏名
(フリガナ)
代表者の氏名

を

(フリガナ)
母體者の名称
(フリガナ)
代表者の氏名

に改め、「印」

及び「印」を削る。

別記様式第十九号から別記様式第二十二号までの規定中

(フリガナ)
法人名
(フリガナ)
代表者の氏名

を

(フリガナ)
法人名
(フリガナ)
代表者の氏名

に改め、「印」

及び「印」を削る。

別記様式第二十四号中

(フリガナ)

(フリガナ)

申請書の氏名 (フリガナ) 代表者の氏名	を	申請者の名称 (フリガナ) 代表者の氏名	に改め、「印」
----------------------------	---	----------------------------	---------

及び「平成」を削る。
別記様式第二十五号中

(フリガナ) 申請書の氏名 (フリガナ) 代表者の氏名	を	(フリガナ) 申請者の名称 (フリガナ) 代表者の氏名	に改め、「印」
--------------------------------------	---	--------------------------------------	---------

合併後存続する法人名又は合併 によって設立する法人名 (代表者名) 合併後存続する法人名又は合併 によって設立する法人名 (代表者名)	を	合併後存続する法人名又は合併 によって設立する法人名 (代表者名) 合併によって消滅する法人名 (代表者名)	に
--	---	--	---

改める。
附 則

1 この規則は、令和三年六月九日から施行する。ただし、別記様式第一号の改正規定、別記様式第二号の改正規定（「第10号」を「第3号」とし、「第4号」に改める部分を除く。）並びに別記様式第三号から別記様式第十五号まで、別記様式第十七号から別記様式第二十二号まで、別記様式第二十四号及び別記様式第二十五号の改正規定は、令和三年四月一日から施行する。

2 この規則の施行（前項ただし書に規定する改正規定にあっては、同項ただし書の規定による施行をいう。次項において同じ。）の際現に改正前の群馬県特定非営利活動促進法施行条例施行規則（次項において「改正前の規則」という。）の規定により提出されている申請書等は、改正後の群馬県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の相当規定により提出されたものとみなす。
3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

群馬県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和三年三月三十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第百十号

群馬県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県情報公開条例施行規則（平成十二年群馬県規則第百二十三号）の一部を次のように改正する。
第二条を次のように改める。

（条例第二条第四項第三号の規則で定める機関）

第二条 条例第二条第四項第三号の規則で定める県の機関は、群馬県公文書等の管理に関する条例施行規則（令和三年群馬県規則第八十五号）第三条各号に掲げる機関とする。

第二条の次に次の一条を加える。

（条例第二条第四項第三号の歴史的な資料等の範囲）

第二条の二 条例第二条第四項第三号の歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料は、群馬県公文書等の管理に関する条例施行規則第四条に規定する方法により管理がされているものとする。
別記様式第十一号中「印」を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

群馬県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第百十一号

群馬県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

群馬県児童福祉法施行細則（昭和四十二年群馬県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十八条を次のように改める。
(保育士試験)

第二十八条 省令第六条の十一第四項、第六条の十一の二第二項及び第六条の十二の規定による申請は、法第十八条の九第一項の規定により知事が指定する者(この条において「指定試験機関」という。)に保育士試験の実施に関する事務の全部又は一部を行わせる場合、指定試験機関の定めるところにより行うものとする。
別記様式第二号及び別記様式第八号中「㉔」を削る。
別記様式第二十九号別紙以外の部分中「㉔」を削り、同様式別紙中「㉔」を削る。
別記様式第二十九号の十三から別記様式第二十九号の十五までの規定中「㉔」を削る。
別記様式第二十九号の十六中「㉔」及び「㉕」を削る。
別記様式第四十一号から別記様式第四十四号まで、別記様式第四十六号、別記様式第四十九号、別記様式第五十一号及び別記様式第五十二号中「㉔」を削る。
別記様式第五十二号の二中「㉔」を「㉕」に改める。
別記様式第五十二号の三中「㉔」を「㉕」に改める。
別記様式第五十四号から別記様式第五十四号の三までの規定中「㉔」を削る。
別記様式第五十四号の四中「㉔」を「㉕」に改める。
別記様式第五十五号から別記様式第五十九号の六までの規定中「㉔」を削る。
別記様式第六十号を次のように改める。
別記様式第六十号 削除

別記様式第六十一号中「㉔」を「㉕」に改める。
別記様式第六十三号表、別記様式第八十五号から別記様式第八十七号まで及び別記様式第九十三号から別記様式第九十七号までの規定中「㉔」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県児童福祉法施行細則の規定により提出されている書類は、改正後の同規則の相当規定により提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の群馬県児童福祉法施行細則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

群馬県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

群馬県知事 山本 一太

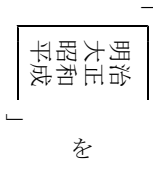
群馬県規則第百十二号

群馬県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

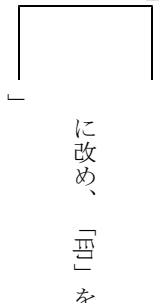
群馬県身体障害者福祉法施行細則(昭和三十四年群馬県規則第三十六号)の一部を

次のように改正する。
様式第一号及び様式第四号中「㉔」を削る。

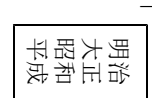
様式第五号身体障害者診断書・意見書(視覚障害用) 総括表中



に改め、「㉔」を削り、同様式身体障害者診断書・意見書(聴覚、平衡機能、又はそしやく機能 障害用) 総括表中



機能、又はそしやく機能 障害用) 総括表中

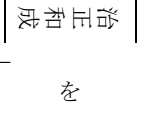


り、「㉔」を削り、「㉕」を削る。同様式

身体障害者診断書・意見書

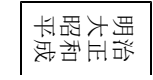
(聴覚、平衡機能、音声、言語又はそしやく機能 障害用) (別紙) 中

に改め、「㉔」を削り、同様式身体障害者診断書・意見書



(肢体不自由用) 総括表、身体障害者診断書・意見書(脳原性運動機能障害用) 総括表、身体障害者診断書・意見書(心臓機能障害用) 総括表、身体障害者診断書・意見書(じん臓機能障害用) 総括表、身体障害者診断書・意見書(呼吸器機能障害用) 総括表、身体障害者診断書・意見書(ぼうこう又は直腸機能障害用) 総括表、身体障害者診断書・意見書(小腸機能障害用) 総括表及び身体障害者診断書・意見書(免疫機能障害用) 総括表中

能障害用) 総括表中



に改め、「㉔」を削り、「㉕」を削る

訓令

群馬県訓令甲第七号

群馬県処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和三年三月三十一日

群馬県知事 山本 一太
県庁
地域機関
専門機関

群馬県処務規程の一部を改正する訓令

群馬県処務規程(昭和三十九年群馬県訓令甲第八号)の一部を次のように改正する。
第二条第三号中「部の長」の下に、「デジタルトランスフォーメーション推進監」を加える。

第十八条第一項中「押印しなければ」を「その旨を示さなければ」に改める。
第三十五条第一項の表中「技監」の下に、「デジタルトランスフォーメーション推進監」を加える。

別表第一ぐんま総合情報センターの項を削り、同表八ッ場ダム水源地域対策事務所の項中「副所長。副所長が不在のときは、次長。副所長及び次長が共に不在のときは、主務係長」を「次長。次長が不在のときは、主務係長」に改める。

別表第二近代美術館の項中「副館長。副館長が不在のときは、次長。副館長及び次長が共に不在のときは、主務係長」を「次長。次長が不在のときは、主務係長」に改め、同表館林美術館の項中「副館長。副館長が不在のときは、主務係長」に改め、同表歴史博物館の項中「副館長。副館長が不在のときは、次長。副館長及び次長が共に不在のときは、主務係長」を「次長。副館長が不在のときは、次長。副館長及び次長が共に不在のときは、主務係長」に改め、同表土屋文明記念文学館の項中「副館長。副館長が不在のときは、主務係長」を「次長。次長が不在のときは、主務係長」に改める。

別記様式第一号及び別記様式第二号中「印」を削る。
別記様式第四号中「印」を削り、注2を削り、注3を注2とする。
別記様式第七号中「印」を削る。

氏名	印

氏名

別記様式第八号中

を

に改める。

別記様式第九号及び別記様式第十号中「印」を削る。
別記様式第十号の二の二中「所属長印」を「所属長」に、「従事者確認印」を「従事確認」に改める。

別記様式第十号の三中「所属長印」を「所属長」に、「押印をもって確認するものある」を「確認し、その印を捺す」に改める。
別記様式第十号の五及び別記様式第十号の六中「印」を削る。

別記様式第十号の七中

所属印		

を

所属職氏名	時間外勤務代休時間指定簿

様

時間外勤務代休時間指定簿

所属長	

「2 職員の間向「時間外勤務代休時間の指定を希望しない旨を申し出ないこと」

を

本人印

「2 職員の意向」
 時間外勤務代休時間の指定を希望しない旨を申し出ないことにつ
 いて、職員本人に確認済
 回線式第11号の2の2に記入する。

4 「2 職員の意向」欄は、時間外勤務代休時間の指定を希望しない旨を申し
 出ないことをあらかじめ職員に確認した上で、に点を記入すること。

別記様式第十号の17中「本人印」を「申告者」及び「所属長印」を「所属長」及び

申告	年	月	日	印
----	---	---	---	---

申告者	年	月	日
申告日	年	月	日

割振り	年	月	日	印
-----	---	---	---	---

所属長	年	月	日
割振り日	年	月	日

める。
 別記様式第十号の17中「氏名」を「氏名」に改める。
 別記様式第十号の11中「印」を「印」に改める。
 別記様式第十一号中「印」を「印」に改め、回線式第11号の2「総務企画係長」を「総務・決算係長」に改める。

別記様式第十一号の2の2中「所属長印」を「所属長」及び

氏	名	印

氏	名

に改め、回線式第11号の2「総務企画係

別記様式第十一号の3中「所属長印」を「所属長」及び

氏	名	印

氏	名

に改め、回線式第11号の2「総務企画係

別記様式第十二号から別記様式第十二号の規定中「印」を「印」に改める。
 別記様式第十二号の4から別記様式第十二号の規定中「印」を「氏名」に改め、注3を「注3」に改め、回線式裏

面中「請求者」を「請求者」に改め、「庶務担当者」を「庶務担当者」に改め、「所属長印」を「所属長」に改め、

別記様式第十三号の2から別記様式第十四号までの規定中「印」を「印」に改め、

別記様式第十四号の2の2中「氏名」を「氏名」に改め、「印」を「氏名」に改め、「氏名」に改める。

別記様式第十四号の3中「氏名」を「氏名」に改め、注4を「注4」に改める。

別記様式第十四号の4中「印」を「印」に改める。

別記様式第十四号の6中「氏名」を「氏名」に改め、「印」を「氏名」に改め、「氏名」に改め、

別記様式第十四号の7の2表面中「氏名」を「氏名」に改め、「印」を「氏名」に改め、注3を「注3」に改め、

同様式裏面中「請求者」を「請求者」に改め、「庶務担当者」を「庶務担当者」に改め、

別記様式第十四号の8表面中「氏名」を「氏名」に改め、同様式裏面中「請求者」を「請求者」に改め、

別記様式第十四号の9及び別記様式第十五号中「印」を「印」に改め、

別記様式第十五号の2表面中「氏名」を「氏名」に改め、回線式裏面中「申請」を「申請」に改め、

「庶務担当」を「庶務担当」に改め、「所属」を「所属」に改める。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
